

○財務省令第十六号

関稅定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第八十五号）の一部の施行に伴い、関稅法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山 さつき

関稅法施行規則等の一部を改正する省令

（関稅法施行規則の一部改正）

第一条 関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前

(郵便物等の通信日付印により表示された日に
その提出がされたものとみなす書類)

第一条の二 「略」

「一〇四 略」

五 不当廉売関税等に関する政令（平成六年政
令第四百十六号）第十九条第一項（還付）（
同条第五項において準用する場合を含む。）
の規定により提出する還付請求書

（指定保稅地域の指定等に際して開かれる公聴
会の手続）

第三条の二 「略」

（指定保稅地域に係る保稅業務規則の記載事項
）

第三条の三 法第四十一条の二（指定保稅地域に

(郵便物等の通信日付印により表示された日に
その提出がされたものとみなす書類)

第一条の二 「同上」

「一〇四 同上」

五 不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令
第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規
定により提出する還付請求書

（指定保稅地域の指定等に際して開かれる公聴
会の手続）

第四条 「同上」

「条を加える。」

において貨物を管理する者の規則の定め）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ 指定保税地域の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名

ロ 指定保税地域の業務に係る責任者の氏名及び職名

ハ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名

二 指定保税地域の業務の具体的内容及び手順

-
- 三 指定保税地域の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
 - 四 税関との間における連絡体制に関する事項
 - 五 帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
 - 六 指定保税地域において貨物を管理する者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
 - 七 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
 - 八 その他参考となるべき事項
-

(保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項)

第四条 法第四十三條第十一号(許可の要件)に

規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が貨物の種類その他の事情を勘案して規定する必要がないと認める事項は、これを規定することを要しないものとする。

一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ 保税蔵置場の業務の総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名

ロ 保税蔵置場の業務に係る責任者の氏名及び職名

ハ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名

「条を加える。」

-
- 二 保税蔵置場の業務の具体的内容及び手順
 - 三 保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項
 - 四 税関との間における連絡体制に関する事項
 - 五 帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
 - 六 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の規定による許可を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
 - 七 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
-

八| その他参考となるべき事項

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の五 「略」

「一〇六 略」

七 帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

「八〇十一 略」

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 第四条の五（法令遵守規則の記載事項）の規定は、法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用す

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の五 「同上」

「一〇六 同上」

七 帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項

「八〇十一 同上」

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 第四条の五（法令遵守規則の記載事項）の規定は、法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用す

る。この場合において、第四条の五第一号ロ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。）」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条」とあるのは「法第六十一条の三」と読み替えるものとする。

（届出書の記載事項）

第四条の十三 第四条の七（届出書の記載事項）の規定は、令第五十一条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項につ

る。この場合において、第四条の五第一号ロ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。）」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条の二」とあるのは「法第六十一条の三」と読み替えるものとする。

（届出書の記載事項）

第四条の十三 第四条の七（届出書の記載事項）の規定は、令第五十一条第二項において準用する令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の

いて準用する。この場合において、第四条の七第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

（保税工場に係る保税業務規則の記載事項）

第四条の十四 第四条（保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項）の規定は、法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十号（許可の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条中「貨物の種類」とあるのは「保税作業の種類、当該保税作業に使用される貨物の種類」と、「保税蔵置

七第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

場」とあるのは「保税工場」と、同条第五号中「法第三十四条」とあるのは「法第六十一条の三」と、同条第六号中「法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「法第五十六条第一項（保税工場の許可）」と読み替えるものとする。

（保税展示場に係る保税業務規則の記載事項）

第七条の二 第四条（保税蔵置場に係る保税業務規則の記載事項）の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条中「保税蔵置場」とあるのは「保税展示場」と、同条第五号中「法第三十四条」とあるのは「

」条を加える。」

法第六十二条の七において準用する法第六十一条の三」と、同条第六号中「法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）」とあるのは「法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）」と読み替えるものとする。

（総合保税地域に係る保税業務規則の記載事項）

第七条の二の二 法第六十二条の八第二項第七号（総合保税地域の許可）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、税関長が同条第一項の規定による許可を受けようとする一団の土地及びその土地に存する建物その他の施設（以下「一団の土地等」という。）において行われる同項各号に掲げる行為の種類及び内容、当該行為に使用される貨物の

「条を加える。」

種類その他の事情を勘案して規定する必要がある
いと認める事項は、これを規定することを要し
ないものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法
令」という。）を遵守するために必要な体制
を整えるための次に掲げる事項

イ 総合保税地域の業務の総合的な管理及び
監督に係る責任者の氏名及び職名

ロ 総合保税地域の業務に係る責任者の氏名
及び職名

ハ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行
う者の氏名及び職名

二 総合保税地域の業務の具体的内容及び手順

三 総合保税地域の業務の一部を他の者に委託
する場合にあつては、当該他の者が行う業務
の運営についての管理及び指導に関する事項

-
- 四 税関との間における連絡体制に関する事項
- 五 帳簿（法第三十四条（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成及び保管に関する事項
- 六 法第六十二条の八第一項の規定による許可を受けようとする法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者があ
る場合には、その者を含む。）（その役員を
含む。）又はその代理人、支配人その他の従
業者が法令を遵守するために必要な教育及び
研修に関する事項
- 七 法令に違反した者に対する懲罰に関する事
項
- 八 その他参考となるべき事項
- （特定保税運送に係る貨物の管理）
-

（特定保税運送に係る貨物の管理）

第七條の二の三 「略」

- 一 法第三十四條（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。） 令第二十九條の二第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物（法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物をいう。以下この條及び第七條の五第二号において同じ。）につきこれらの号に定める事項
- 二 法第三十四條に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。） 令第二十九條の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項

「三 略」

第七條の二 「同上」

- 一 法第三十四條の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。） 令第二十九條の二第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物（法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物をいう。以下この條及び第七條の五第二号において同じ。）につきこれらの号に定める事項
- 二 法第三十四條の二に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。） 令第二十九條の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項

「三 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(関稅定率法施行規則の一部改正)

第二条 關稅定率法施行規則(昭和四十四年大藏省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の三条を加える。

(貨物の価額に占める原料又は材料の価額の割合)

第一条の二 法第八条の二第一項第一号及び第三号ロ(不当廉売關稅の課稅の回避のために第三国から輸入される貨物等)に対して課する關稅)に規定する財務省令で定める割合は、おおむね百分の六十とする。

(重要でない工程)

第一条の三 法第八条の二第一項第一号(不当廉売關稅の課稅の回避のために第三国から輸入される貨物等)に対して課する關稅)に規定する財務省令で定める重要でない工程は、第三国(同号に規定する第三国をいう。以下この項及び次条において同じ。)における法第八条第一項(不当廉売關稅)の規定によ

り指定された貨物の生産に係る工程の重要性が乏しいものとして次に掲げる事項を総合的に勘案した工程とする。

一 法第八条第一項の規定により指定された貨物の製造原価に占める第三国における当該指定された貨物の生産において付加される価額（第三国における当該指定された貨物の生産に係る製造原価から当該生産に要する原材料費を控除して得られる額をいう。）の割合が、おおむね百分の二十五以下であること。

二 第三国における法第八条第一項の規定により指定された貨物の生産（以下この条において「第三国における生産」という。）の工程に係る投資の程度が、指定貨物供給国等（法第八条の二第一項第一号に規定する指定貨物供給国等をいう。以下この条及び次条において同じ。）における当該貨物の生産（以下この条において「指定貨物供給国等における生産」という。）に係る投資の程度に比して小さいこと。

三 第三国における生産を目的とした調査又は研究の程度が、指定貨物供給国等における生産に係る調査又は研究の程度に比して小さいこと。

四 第三国における生産に係る加工の程度が、指定貨物供給国等における生産に係る加工の程度に比して小さいこと。

五 第三国における生産に係る加工の方法が、指定貨物供給国等における生産に係る加工の方法に比し

て重要でないこと。

六 第三国における生産の工程に係る生産設備の規模が、指定貨物供給国等における生産の工程に係る生産設備の規模に比して小さいこと。

七 第三国における生産の工程において、前各号のいずれかに類する事項があること。

2 前項の規定は、法第八条の二第一項第三号イに規定する財務省令で定める重要でない工程について準用する。

(貨物の輸入量の変化等の事情)

第一条の四 法第八条の二第二項第一号(不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等)に対して課する関税)に規定する財務省令で定める事情は、次に掲げる事項を総合的に勘案した事情とする。

一 法第八条第一項(不当廉売関税)の規定により指定された貨物の輸入量の減少(本邦において生産される当該指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の減少を含む)がある事情

二 法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の輸入量の増加(本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む)がある事情

三 法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の輸入量の増加(本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む)がある事情

三 法第八条の二第一項第一号に掲げる貨物の輸入の事実がある場合において、指定貨物供給国等から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物であつて、法第八条第一項の規定により指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物の指定貨物供給国等から第三国への輸入量の増加（第三国における当該指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む。）がある事情

四 法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物の輸入の事実がある場合において、当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物の国内販売量の増加（本邦において生産される当該指定された貨物と同種の貨物の国内総生産量又は国内消費量に対する比率の増加を含む。）がある事情

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第三条 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号及び第五号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改める。

別表第一の第一五号及び第二四号の二並びに別表第二の第一四号及び第二四号の二中「第三十四条の二

」を「第三十四条」に改める。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条（関税法施行規則第一条の二の改正規定を除く。）及び第三条の規定は、同年六月一日から施行する。